

日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第3期 第2号 1995年11月 1日 発行

会員の皆様!

委員長・石井 昭

当 [INFORMATION] の前号 (8月1日発行) でお伝えした通り、去る7月15日の理事会における改選によって、新役員 (理事・監事・顧問) の顔ぶれが揃いました。任期は、委員長を含めて全員、1997年末までです。どうぞよろしく。

役員の変替に際し、私はとくに理事の方々に、ボランティア精神を発揮して日常の会務を積極的に分担して下さいようお願いしました。身近な努力目標の一つは、全会員間の情報交流を活発化することです。当 [INFORMATION] は形式にこだわらず、必要に応じて随時、発行するものとします。会員の皆様には、受信者としてお読み下さるだけでなく、むしろ発信者として進んで記事をお寄せ下さるようお願いいたします。

ICOMOSは、このほど創設30周年を迎えた専門的かつ世界的な権威あるNGOです。そのNational Committeeの一つとして、日本イコモスも、応分の国際的貢献を期待されています。異論があるかもしれませんが、私は、ICOMOS内部のInternational Specialized Committees (国際専門分科委員会、現在・15部門) に、もっと幅広く、わが会員が参加すべきであろうと考えます。また、文化遺産の保全にかかわる日本のODAについても、傍観せず、個人レベル・組織レベルの双方で、協力関係を発展させることが望ましいと考えます。皆様のお考えはいかがでしょうか。

1995年次総会は、12月中に開催する予定です。まもなく案内状を差し上げますので、ぜひ、ご出席のうえ、ご意見をお聞かせ下さい。

目次

イコモス創設30周年記念クラブ会議	2-10
①諮問委員会報告	石井 昭 2
②クラブ会議参加報告	渡辺保弘 4
③シンポジウム報告	村上裕道 9
International Specialized Committee	11-14
①歴史的都市集落委員会参加報告	上野邦一 11
②保存トレーニング委員会参加報告	稲葉信子 12
③木造文化財委員会からのお知らせ	事務局 13
研究会「ポーランドの歴史的都市保存」	益田兼房 15
1995年第2回理事会報告	渡辺保弘 16
ICOMOS本部役員改選	石井 昭 17
事務局より	17-18

諮問委員会報告

石井 昭

ICOMOSでは毎年1回、各国の国内委員会の代表者から成る ADVISORY COMMITTEE 「諮問委員会」を召集して、活動方針などを審議します。本年はちょうど創設30周年に当たるため、かつて第1回総会(1965年6月)が開催された縁りの地であるポーランドの古都クラクフを会場として、去る9月12・13両日に開かれましたが、その前後に他の会議や記念式典・シンポジウム・見学会・等も催され、全体のプログラムは7日間に亘りました。

諮問委員会において審議・決定、ならびに報告・了承された諸事項を整理して、要点を摘記すれば、おおよそ次の通りです。

〔諸会議の開催地〕 本年は3月に PARISで幹部会、6月に SANTO DOMINGOで執行委と幹部会、9月に CRACOWで諮問委・執行委・幹部会を開いた。巡回方式を採用したのは成功と言える。来年は同様のスケジュールを TEL AVIV、PARIS、SOFIAで実施する。

〔ベニス憲章30周年記念会議〕 イタリア国内委の協力を得て表記の会議をベニスまたはローマで94年ないし95年に開催する予定であったが、実現に至っていない。引き続き努力する。

〔20冊の本の出版〕 既定方針に従い CONSERVATION OF MONUMENTS AND SITES に関する1国1冊形式の解説書を出版する。指名されているのは日本を含むアジア8、アフリカ2、アメリカ5、ヨーロッパ5の計20カ国である。原稿を会長 ROLAND SILVA 氏のもとへ早急に提出すること。来年10月のソフィア総会までに完成させたい。

〔ICOMOS名鑑〕 イコモスに所属する専門家の人名録を作成すべく ICOMOS NEWS の94年1月号と95年4月号に書式を載せ、全会員5千余名に略歴書の提出を呼び掛けた。提出状況は必ずしも芳しくないが、すでに編集が進んでいる。来年10月のソフィア総会までに出版する。

〔ICOMOSの専門誌〕 SCIENTIFIC JOURNAL / JOURNAL SCIENTIFIQUE と題し、年刊2冊。編集長は SHERBAN CANTACUZINO 氏。創刊時の93年はスペインに、94年以降はハンガリーに製作を委託している。本年分の第1冊は「特集号=イコモスの30年」で既刊。第2冊は「論文集」で製作中。予約制をとり、1部10ドル(非会員20ドル)で頒布する。今後ともこのような態勢を続ける。

〔財政状況〕 ICOMOS本部の財政状況は甚だ悪く、本年8月末現在、約85万フランの赤字を出している。ICOMOS NEWS の発行すら難しい。主な原因は会費の滞納(86カ国中44カ国・計約67万フラン)と受託契約の減収である。抜本的な対策を立てるべく、執行委の中に作業部会を組織し、検討を急ぐ。

〔本部事務局の移転問題〕 ベルサイユの MARECHALELIE へ移る計画が、数年来の懸案になっているが、実現の見込みは薄い。内装の改修に多額の経費を要し、当面、フランス文化省やパリ市からの援助は期待できない。移転先を他に求める必要もある。



〔国際専門分科委員会〕 過去30年間にわたり、ICOMOS内部のINTERNATIONAL SPECIALIZED COMMITTEEは次第に数を増し、現在、15委員会が活動している。① STUDY AND CONSERVATION OF EARTHEN STRUCTURE, ② HISTORIC GARDENS AND SITES, ③ STAINED GLASS, ④ ROCK ART, ⑤ CULTURAL TOURISM, ⑥ PHOTOGRAMMETRY, ⑦ ECONOMICS OF CONSERVATION, ⑧ STONE, ⑨ WOOD, ⑩ VERNACULAR ARCHITECTURE, ⑪ ARCHAEOLOGICAL MANAGEMENT, ⑫ HISTORIC TOWNS AND VILLAGES, ⑬ TRAINING, ⑭ UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, ⑮ WALL PAINTING. どの委員会であれ、ICOMOS会員ならば自由に参加できる。ただし意志決定を行なう際に投票権を持つのは1国1名に限る。

〔ドキュメンテーション・センター〕 パリの表記機関にある資料をインターネットによって世界中から利用できるようにすることが望ましい。DINU BUMBARU、HERB STOVEL 両氏を中心に引き続き検討し、関係方面と協議する。

〔世界文化遺産候補の審査〕 本年6月3～8日に開かれた世界遺産委員会事務局会議へ、28件の候補に対するICOMOS(一部はIUCNと共同)による評価の結果を提出した。登録可と判定したもの15件、提案国による修正措置を条件として登録可と判定したもの5件、判定保留としたもの8件であった。

〔世界遺産のモニタリング〕 世界遺産の保存は当該国の責任に属するとはいえ、ユネスコとしても、保存状態についてのモニタリング(監視)を続けなければならぬ。その場合、自然遺産はIUCNに、文化遺産はICOMOSに、それぞれ実務が委託されることとなろう。将来に向けてどのようなシステムを構築するべきか、HERB STOVEL 氏、HENRY CLEERE氏らを中心に、引き続き検討する。

〔ブルー・シールド〕 スコピエ、神戸、バイルート、サラエボ、等々におけるがごとく、文化遺産が自然災害や武力紛争によって脅かされる例は少なくない。緊急事態に対処するための国際的な組織(これをRED CROSSにならってBLUE SHIELDと呼ぶ)を創設しようという気運が、ユネスコの内外にようやく高まってきた。ICOMOSはICOMやICCROMと並んでこれに参画して行く。

〔ソフィア総会〕 ICOMOS第11回総会および記念シンポジウムをブルガリアの首都ソフィアで来年10月5～9日に開催する。これに先立ち10月2～4日に幹部会議・執行委員会議・諮問委員会議などを開く。また、総会後の10月10～12日に見学旅行を催す。以上を骨子とするブルガリア国内委(委員長・TODOR KRESTEV 氏)提出の詳細なプログラムを承認した。

〔総会に上程する憲章草案〕 2種の草案を承認。(1)イギリス国内委作成のGUIDELINES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND CULTURAL SITES. (2)水中文化遺産委作成のTHE ICOMOS CHARTER FOR THE PROTECTION AND MANAGEMENT OF THE UNDERWATER CULTURAL HERITAGE. 双方ともソフィア総会で採択を期す。

〔次期本部役員候補者〕 本部役員の定数は会長1、事務局長1、会計部長1、副会長5、執行委員12名。本年8月10日までに立候補の手続きを終えた者と、あらたに諮問委員会委員によって推挙された者とを合わせて、まず予備名簿を作成。次いで諮問委員会委員(有資格出席者40人)による制限連記式投票を実施。過半数の支持を得た者を正式候補者名簿に登載した。選挙はこの名簿を用いてソフィア総会で行なう。



イコモス創設30周年記念式典参加報告 ②
(9/13~16 於: Cracow / Poland)

渡辺 保弘

* 「式典」 「シンポジウム」

イコモス創設30周年を記念する「式典」「シンポジウム」「見学会」がポーランドの旧都クラクフで、去る9月13日から16日にかけて開催された。この地が開催地として選ばれたのは、初めてのイコモス総会が30年前にここで開催されたことによる。これに先立ち10日から13日にかけて「事務局会議」「執行委員会議」「諮問委員会議」が同地で開催され、「式典」「シンポジウム」は各国の委員長や事務局長を含めて100名近く参加する盛況なものであった。

とはいうもののアフリカやアジアそして南米からの参加者はほとんどなく、アジアからはイコモス会長のスリランカのローランド・シルバ氏と日本から石井昭国内委員会委員長、シンポジウムで阪神大震災の被災状況を報告する兵庫県教育委員会の村上裕道委員と私の3人のみ(伊藤延男イコモス副会長は12日までの各委員会に出席された)、アフリカはエジプト1名(執行委員会協力委員)とアルジェリア1名(ユネスコ職員・シンポジウム発表者)、アメリカからはアメリカ合衆国2名(執行委員と国内委員会委員長)、カナダ1名(執行委員)、ドミニカ共和国1名(イコモス副会長)。オーストラリアが2名(国内委員会委員長代理とシンポジウム発表者)という参加状況であった。2年前に開催されたスリランカでのイコモス総会の際に、日本国内委員会が募金を募り、アジアの開発途上国からのスリランカ総会参加者30名程に渡航費援助を行ったことが思い起こされる。

したがって参加者はその大半がヨーロッパの国々の人々で構成されていた。またポーランドという旧社会主義国でこの式典が開催されたためか、主催国のポーランドからは勿論のこと、私が知り得た限りでもロシア、リトアニア、ウクライナ、旧東ドイツ、ハンガリー、ブルガリア、マセドニア等からの参加者が目立った。「事務局会議」「執行委員会議」「諮問委員会議」をふくめて10日から16日にかけて行われたすべての催しや歓迎会は、ポーランドイコモス国内委員会とクラクフの国際文化センターの主催、ポーランドの文化芸術大臣・ユネスコの事務総長・クラクフ市長の後援で開催され、イコモス創設30周年を祝うと同時にユネスコ創設50周年をも祝うものであった。

13日の夕方にクラクフの旧市街内にあるヴァヴェル城で執り行われた開会式典では、ポーランドイコモス委員長のパヴロフスキー博士の歓迎挨拶の後、イコモスの歴代会長やユネスコの事務局長のスピーチに先立って、ポーランド政府文化芸術省副大臣が祝辞を述べられた。イコモスは本来NGOであるが、期間を通じて提供された会場やレセプションの会場も、クラクフ市の議会会場や公共施設であって、ポーランドイコモスの政府や地方行政体との密接なつながりが感じられた。また開会式典の内容は、残念ながら祝辞やスピーチは多くがフランス語やポーランド語で、どういう訳か英語への同時通訳がなく、ヨーロッパにおける依然としたフランス語の優位を目の当たりにし、ほとんど訳が分からず笑顔と拍手のみを提供しただけで、その輝かしく感じられた内容を報告することができないことは悔やまれる。

シンポジウムは14日と15日に行われ、"Duties Towards the Heritage and Laws of the Market"という主題、"Impact on the Management of Historic Cities"という副題のもとに、14日は"Duties Towards the Heritage" 15日は"Managing Historic Cities"の各論で各国の報告や提案が発表された。しかしシンポジウム発表者は多くが欧米の国々から構成されるもので、日本からは村上裕道氏が阪神大震災の被災状況を報告をされたものの、2日間を通しての印象は、1989年ソ連の崩壊以降の自由資本の参入で変わりつつある旧社会主義国の変容、彼らにとっては当惑気味のその社会変動、にどのように対応するかであり、彼らの訴えと彼らなりの現状での解決策、またそれに対す

る自由主義の先駆者としての西欧の経験とその現状対応が原理と実際面において披露された。

ポーランドイコモス委員長のバヴロフスキー博士はその講演の中で、現在ポーランドでは欧米型スーパーマーケットが進出し始め、在来の小売店がその影響で経営困難な状況になりつつあるという現状について述べておられた。それは30年前の日本が既に体験したことである。この記念式典が開催された旧都クラクフはポーランドの南部に位置し、首都ワルシャワからノンストップの特急列車で2時間10分程で至るが、ワルシャワ駅を出て列車はほんの数分で郊外に達する。車窓の向こうに見えるそれらの景色は、ちょうど日本の昭和30年代の気分であり、その後まもなく展開するおだやかで広大な田園とそこに働く農家の人々からなる風景は、馬や牛が依然として耕作の主体を担っているといった、近代の発展とはまったく無縁な「のどかな」ものであった。このような状態から社会主義体制の崩壊の後、突如として資本主義経済がちまたに氾濫し始めている。それは勿論経済だけではなく体制そのものの変化の帰結ではあるが、その変化によって旧社会主義国の多くの記念建造物とそれらの維持修復に関わる建築家たちにも大きな転機が余儀なくされているようだ。

旧社会主義国の記念建造物は、その国家の権威の象徴としてこれまで尊崇され、それらの維持管理は単に国家の威厳の維持という第一義的な目的のもとに国によって手厚くなされてきた。しかし1990年以降はその目的は失われ、それらの維持が深刻な問題となっているという。と同時にこれまでそれら記念建造物の修復に携わってきた多くの建築家も、社会的な権威から見放されその尊敬されるべき社会的地位にも変化が生じているという。旧東ドイツでは現在200名を越える修復建築家がいるというが、彼らと記念建造物の双方に提供されてきた国家的な支援も激減し、かれら独自の活路を見いだすべく模索している深刻な状況が報告された。すなわち体制の枠組みの変化によって、これまで求められてきたような機能としては不要なものとなりつつある建築と彼らは、今経済的な自立を求められている。旧東ドイツの報告者は、その方策として現在郊外の古城をホテルに改装したり、教会をコンサート会場や他の文化的用途に提供して記念建造物の活用活性化を計り、新たなスポンサーとしての民間資本の導入に積極的な対応を取らざるを得ないとする。世界文化遺産としての評価にあたってオーセンティシティの概念が問題となっている一方で、その存在をかけて新たな問題が顕在化しつつあるようだ。この事象は旧東ドイツに限らぬようで、ここ数年パリのイコモス本部に納入されるべき旧社会主義諸国の会費の滞納が目立っていることから、旧社会主義国に共通した事情であるように推察され、来年のブルガリアのソフィアでの総会でもこの事象が主題として取り上げられるようである。

そのような旧社会主義国の記念建造物と修復建築家の経済的な自立が問題とされる中で、フランス代表の報告は印象的であった。フランスでは1962年マルロー法によって85ヶ所が "Rehabilitation of Historic Buildings and Regional Areas" として指定を受け、専門省庁がその歴史的な記念建造物群や地域の維持管理にあたり、さまざまな援助と規制を行っているが（わが国のような補助事業として修復維持が行われているかは不明だが）、修復維持を税金を控除することによって支援促進する方法だけではなく、アパートなどが密集する都市などではその家賃に税金を課して家主から徴収し、その財源を基に行政が総体としての建造物群や地域の修繕維持を統一的かつ計画的に行っているという。既に日本にとっては不向きな政策ではあるものの、旧社会主義国の歴史的な都市を保護するには有効な手段かもしれない。

30年前の「ヴェニス憲章」成立時には、文化遺産を如何なる倫理と指針でもって保護していくかが問題になったわけであるが、旧植民地諸国を主体とする発展途上国では依然として、そして旧社会主義国にとっては突如として財源的窮乏に直面しているようである。

* 「見学会：BESKIDYと TATRA 地方の木造建築と文化的景観」

イコモス創設30周年を記念する「式典」「シンポジウム」が9月13日から15日にかけてクラクフで開催された後、16日には Optional Programme の「見学会：Cultural Landscape and Wooden Architecture in the Beskidy and Tatry Region」が企画されており、私も参加した。

記念式典が開催された旧都クラクフはポーランドの南部に位置し、首都ワルシャワから特急列車で2時間程で至ることは先ほども述べたが、「見学会」はさらにクラクフの南部地方に残されている教会や村落の木造建築を見てまわる旅で、ポーランド人にとってもいまだ秘境の地を訪れるとの説明であった。そして最終的にはスロバキアとの国境を画するタトラ山脈の麓にあるザコパネという町に至る。この町は平坦な土地が多いポーランドの中では貴重な山岳リゾートとして現在では有名とのことではあるが、19世紀の中ごろまではあまり知られておらず、そのため帝政ロシアに支配されていた第一次世界大戦以前はロシア支配を嫌う上流階級や文人墨客が多く集まり、建築ではポーランドの伝統的な民家建築やその装飾を主体にした所謂「ザコパネ・スタイル」という木造山荘建築様式というもの愛国的に育まれたという。我々が案内された建物は2棟であったが、壁体は校倉を主体に構築され、自然石積みで一階部分が造られる部分もあったが、軒はせがい造りで大きく出し、寄棟・入母屋・切妻の大小の屋根がさまざまに取り合わされていた。また建物の所々に組み込まれた木彫も優れて有機的な造形で、ザコパネに至るまでに我々が見学してきた牧歌的な民家建築の表現手法を骨格的には取りながらも、それらとは明らかに一線を画す細部を持つ洗練された建物であった。

ザコパネに至るまでに3棟の教会と2つの村、そして西欧事情に疎い私としては驚いてしまったが「川崎民家園」や「四国民家村」と同様の目的と規模で設立された「ズブルジカ・グルナ」を見学した。

3棟の教会は15世紀末～17世紀創建の建物で、古い2棟の外壁は幅広のて縦板張り目板打で、他の一棟は外壁が屋根と同材のシングルで葺かれていて、共にゴシック的ボリュームを持ち、バロック的細部を持つと思っても良い物か、独特のものであった。この点については太田邦生先生に一度伺ってみたいと思っている。ただ最後に訪れた17世紀創建の「オラヴウカ」の教会は外部を覆うシングル壁や屋根が、見事にといいほど新たに置き替えまた葺き直されていて、木造建築におけるオーセンティシティの限界と現状は、何も我々だけの問題ではないのではないかという確信を持ってしまう。そして新たな木材で修復されたその外観は、やはり「黄金色に輝く」といった形容がもっとも私にはふさわしいものであり、それはまた15年程も以前に「大崎八幡宮」の柿葺の葺き替え直後に見られた、活きた建物の「目映さ」を強く思い起こさせるものでもあった。

民家園とも言える「ズブルジカ・グルナ」の見学者は我々のみで他の見学者は見受けられなかったが、ここにはこの地方の典型的な民家が十数棟移築保存されている。わが国の民家の建立年代は形式等のさまざまな部分から推測する機会が多く、棟札や部材に残る墨書によってその建築年代が判明する場合はむしろ少ない。ポーランドの民家建築では、多くの場合、家族が集う居間に張られた天井を支持する大梁の中央に、キリストへの感謝の言葉と太陽を刻み、併せてその西暦（建築年代）を刻む習慣があるとのことで、周辺の国々の民家における事情は判らないが、ここ「ズブルジカ・グルナ」には18～19世紀（古いものでは17世紀の部分を持つ民家もあった）の銘を刻む民家などが調度や農具等と共に移築されていた。それら民家の壁体はすべて幾分太鼓に整形された丸太の校倉造りで、軒をせがいで差し出し、小屋組みは木細い簡単な合掌で建てられている。また屋根葺き材は1.5センチ程の厚みの加工木で幅の狭い、「矢筈矧ぎ」の細工が施されたシングル（板）で葺かれ、草葺は僅かに見られるのみであった。寄棟が比較的多いが、中には煙出しを設けるために小規模な妻をつけた入母屋風の屋根や兜造りに良く似た屋根も見られ多様であった。

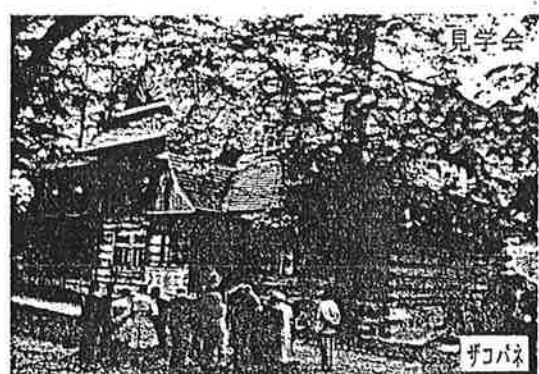
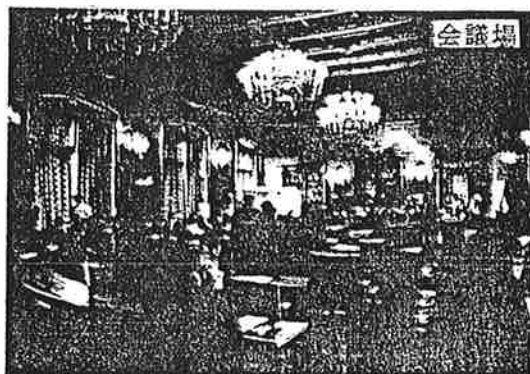


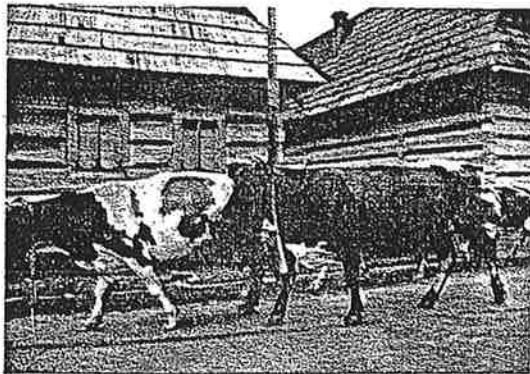
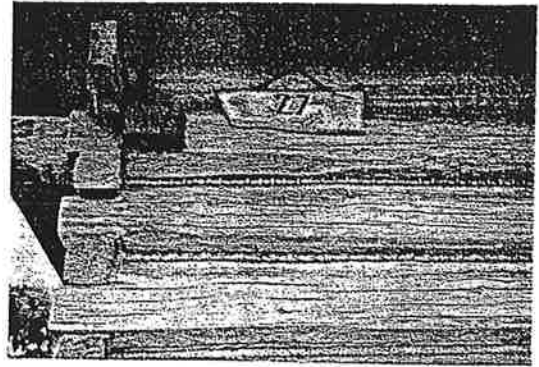
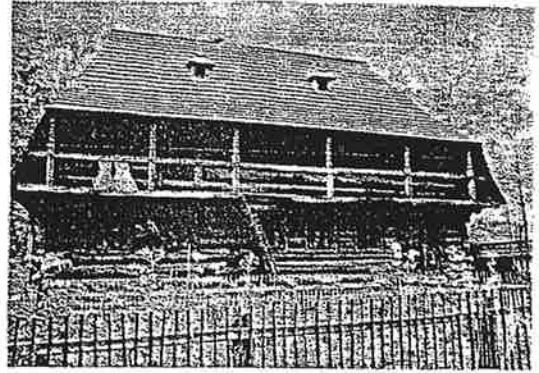
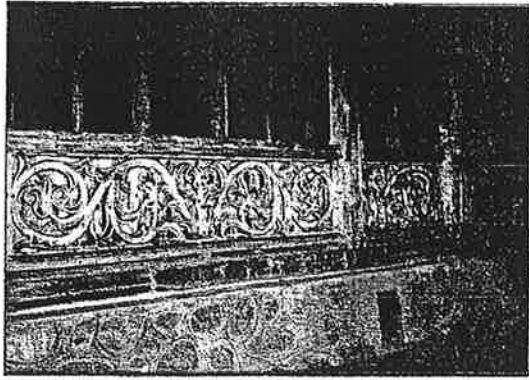
「ザコパネ」に至る直前に訪れた「ホホウウ」という村はこの地域全体が伝統的な木造建築の保存地区としての指定を受け、近代的な建築を規制している。「ズブルジカ・グルナ」に保存されている建物群よりは新しい様で、より角材に近く成形された大型の丸太の校倉造りの木部やせがい梁のそれらの鼻先に繰り型が施されていたり、また校倉の木と木の間のカナ屑を丸めて詰め込み透き間を埋めているが、それらの詰め物にも意匠的な工夫が凝らされているのが目を引いた。建物は入母屋が多く小屋裏を二階部分に利用し、シングルで葺かれた入母屋の妻から採光を取っている。電柱やテレビアンテナは見られたものの、この村人たちは現在でも昔ながらの生活を営んでいるようで、我々が到着したのがちょうど夕暮れ時であったからなおさらのこと、家々が飼育する4~5頭の牛が放牧地から家人に伴われてゆっくりと自らの家の納屋に戻っていく光景をあちらこちらで見ることができた。そしてこれらの光景を目にし得たことに判然としないながらも幸運を感じてしまった。またこの村（地域）の人々は年に一度、家々の内外の壁を洗う習慣があるとのことで、確かそれはわが国の煤払いにも似た新年を控えての年末的行事であったと思われるが、夕方に近い時間に訪れたにもかかわらず、村全体が明るく感じられた。シングル葺きの屋根はさすがに古色蒼然として中には苔むした屋根も見られたが、壁面は等しく新材に近い肌を見せていた。そのような景色の中で、無心に箒を持って戸口前の掃除に励んでいる4~5才ほどの少女のかぶるピンクの毛糸のスキー帽が、アクセントカラーとなって美しくも微笑ましくも見え思わずカメラに納めてしまった。

「ホホウウ」を見たのち、ふとこれらの建物を維持していく生産組織の現状が気になり、ポーランドイコモスの解説者に現在でも伝統的な技能を持つ大工職人がいるのかどうかを質問した。日本では伝統技能者の減少が問題になりつつあるが、現在のポーランドでは問題となっていないようで、彼はその質問に一瞬戸惑ったようであった。答えでは依然として十分な人数がいるようで、彼らはこの地の伝統建築のみならず他の地方の近代的な住宅の建築を多く手がけており、今でも彼らの需要は十分あるらしい。そういえば所々で見られた建築中のレンガ造やブロック造の現代住宅の屋根などは依然として、我々が「ズブルジカ・グルナ」の民家の小屋で見た簡単な合掌であった。

見学会は8時半にクラクフを出発しザコパネ到着は午後の7時を過ぎていた。その後前述の「ザコパネスタイル」の山荘建築を2棟見たあと会食があり、私と家内はイコモス会長のローランド・シルヴァ氏とポーランドイコモス会長のパヴロフスキー博士と同じテーブルに囚らずも同席の機会を得、彼らの知的ジョークのやり取りを楽しく拝聴することができた。

もっとも「見学会」は最終日だけではなく、12日から15日にかけて、その日その日のプログラムが終了した夜の7時すぎからレセプションを兼ねた見学会が企画されていた。世界遺産リストに登録されている「ヴィエリチカの塩鉱」、クラクフ旧市街内にある「ヴァヴェル城と城内の地下遺跡博物展示館」や旧市街の主要建物、郊外にある「ピエスコヴァ・スカワ城」と連日連夜真夜中の12時すぎまで続くスケジュールはたいへん充実したものであった。そしていささか疲弊気味でもあった。





- | | | |
|---|---|-------------|
| 1 | 2 | 1 ザコバネ |
| 3 | 4 | 2 オラザッカ |
| 5 | 6 | 3 スブルジカ・グルナ |
| 7 | 8 | 4 " |
| | | 5 ホホウウウ |
| | | 6 " |
| | | 7 " |
| | | 8 クラクフ市内 |

イコモス30周年記念クラクフ会議報告 ③

兵庫県南部地震の被害の概要について ——特に文化財建造物を中心に——

神戸市垂水区 村上 裕道

ポーランド国クラクフ市で開催された、イコモス総会における兵庫県南部地震に係る文化財建造物等の被害に関する緊急報告の発表要旨は下記の通りである。

○ 地震の概要と特徴

震源地 淡路島北部 北緯34度36分 東経135度03分
震源地の深さ 14 km
マグニチュード 7.2

○ 地震の特徴

- ① 人口350万人余が密集し、我が国の経済活動の中核を担う神戸・阪神地域の直下で発生した内陸・都市直下型地震であった。
- ② 比較的浅いところで発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に解放されるタイプであった。
このため、地震の継続時間が短い半面、振幅が最大18 cmと観測史上最大となる強い揺れを観測した。

○ 被害の概要

- ① 大都市を直撃した地震のため、生活必需基盤に壊滅的打撃を与えた。
例 電気・水道・ガス・新幹線・高速道路・都市間交通・地下鉄
- ② 古い木造住宅密集地において、地震による大規模な倒壊、火災が発生
例 神戸市兵庫区・長田区
- ③ 神戸・阪神間の人口密集地で発生したため、30万人を超える避難住民が避難所で生活を余儀なくされた。

○ 被害状況 (平成7年2月17日現在)

① 死者	5,359名	⑤ 電気	約100万戸停電
② 負傷者	32,898名	⑥ ガス	約84万戸供給停止
③ 焼失家屋	7,456戸	⑦ 水道	約124万戸断水
④ 倒壊家屋	144,032戸		

○ 被害総額 (平成7年2月17日現在)

① 建築物	約5兆8000億円	⑦ 農林水産関係	約1117億円
② 鉄道	約3439	⑧ 保健医療他	約1689
③ 高速道路	約6000	⑨ ガス・電気	約4200
④ 公共土木施設	約3138	⑩ 商工関係	約6300
⑤ 港湾	約1兆400	⑪ その他	2119
⑥ 文教施設	約3228	総計	約9兆9630億円

○ 文化財の被害状況

- ① 阪神地域の特徴
近世以前の文化財はもとより、近現代の文化財も良く残り、新旧バランスの取れた文化を形成してきた地域であった。

